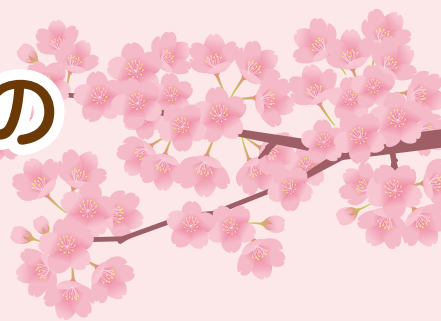


2023 年

3
月号

協会けんぽからの お知らせ



退職する方の保険証は必ず回収してください

在職中の保険証は【退職日の翌日】で無効となります。従業員の方の退職時には保険証（家族分も含む）を回収し、「被保険者資格喪失届」に添付して日本年金機構事務センターまたは管轄の年金事務所へご提出をお願いします。

※回収できない場合は「被保険者証回収不能届」が必要です。

保険証の使用について
詳しくはこちら



退職後の健康保険のご案内

74 歳までの被保険者（従業員様）が退職などで健康保険資格を喪失した場合は、ご自身で次に加する健康保険の選択と加入のお手続きが必要です。

加入先	協会けんぽの任意継続	国民健康保険	ご家族の健康保険（被扶養者）
手続先	お住まいの都道府県の 協会けんぽ支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	- 退職日までに被保険者期間が継続して<u>2か月以上</u>あること。 - 退職日の翌日から<u>20日以内</u>に手続きすること（協会けんぽ支部必着）。	各市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。	ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	- 退職前の保険料の2倍の額。 ※標準報酬月額をもとに計算。 ※上限あり（標準報酬月額30万円） - 都道府県により保険料率が異なる。 - 原則2年間は変更なし。 （保険料率の変更を除く）	- 加入する世帯の人数・前年の所得等によって決定。 - 市区町村により保険料が異なる。	被扶養者の保険料負担は原則なし。

任意継続保険の手続きに関する留意点

① 令和 5 年 1 月からの届出様式の変更により、在職時から引き続き扶養となる方の収入状況は「**マイナンバーを利用した情報照会**」により確認しますので、収入確認書類の提出は不要です。ただし、協会けんぽがマイナンバーを未収録の場合や収入情報を取得できない場合は、次の書類が必要となることがあります。

【例：所得証明書、（非）課税証明書、給与証明書、直近の年金額改定（振込）通知の写し等】

② 「**退職日が確認できる書類**」があると任意継続保険証の発行手続きがスムーズです。

【例：任意継続資格取得申出書《資格喪失証明欄（事業主記入用）》の記載、退職証明書の写し等】

任意継続資格取得に関する
申請書はこちら



郵送でのお手続きをお願いします

例年 3～4 月は退職や就職による手続き等が重なることから、協会けんぽ窓口も混雑する時期です。
また、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、郵送によるお手続きをお願いします。

健康保険の給付や任意継続等に関する書類の提出先

〒780-8501

高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル

全国健康保険協会 高知支部

※郵便番号を記載した場合、住所の記載は省略できます。

各種申請書は協会けんぽホームページからもダウンロードできます。



年に一度、からだの状態をチェックしましょう

令和5年度生活習慣病予防健診のご案内

令和5年3月末頃に、事業主様あてに健診対象者の情報を記載した「生活習慣病予防健診対象者一覧（令和5年度）」（令和5年1月上旬時点のデータ）を送付します。一覧や保険証をご用意のうえ、健診実施機関に直接ご予約ください。

※予約後に協会けんぽへの連絡、対象者一覧の提出は不要です。

※生活習慣病予防健診は、「生活習慣病予防健診対象者一覧」に同封しているパンフレットに記載の健診実施機関で受診できますが、昨今の健康志向に伴う受診希望者の増加により、各健診機関が独自で設定した受入人数に早い時期に達することもあり、ご希望に沿えないこともあります。あらかじめご了承ください。

令和5年1月以降に
保険加入の方も
受診できます。



令和5年度より、生活習慣病予防健診等の自己負担額が軽減になります。
詳細は、協会けんぽのホームページをご参照ください。



令和5年度 特定健康診査受診券の送付について

扶養家族様（40～74歳の方）の健診（特定健診）については、令和5年4月上旬に、被保険者の登録住所あてご案内します。



ご注意ください

受診券は、令和5年1月中旬に協会けんぽに登録されているデータをもとに作成していますので、健康保険証が変更になった場合や新たに扶養家族に認定された場合などは、4月1日以降にあらためて受診券の申請をお願いいたします。

また、宛所不明などにより、特定健康診査受診券が、協会けんぽへ返却された場合は、事業所様へお送りさせていただきますので、被保険者様へお渡しくださいますようお願いいたします。

